

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	東彼杵町(代表)、川棚町、波佐見町

東彼杵地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東彼杵町役場産業振興課農林水産係
所在地 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6番地
電話番号 0957-46-1317 (直通)
FAX番号 0957-46-1430
メールアドレス nousei@town.higashisonogi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、中型動物（アライグマ・アナグマ・タヌキ）、鳥類（カラス・ヒヨドリ・スズメ）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長崎県東彼杵郡東彼杵町、波佐見町、川棚町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	市町	被害の現状		
		品目	被害数値	
イノシシ	東彼杵町	水稻・果樹・野菜	5.03ha	746.5万円
	波佐見町	水稻・豆類	1.47ha	136.6万円
	川棚町	水稻	0.63ha	73.6万円
	イノシシ計		7.13ha	956.7ha
中型動物 (アライグマ・ アナグマ・タヌキ)	東彼杵町		0.00ha	0.0万円
	波佐見町		0.00ha	0.0万円
	川棚町		0.00ha	0.0万円
	中型動物計		0.00ha	0.0万円
鳥類 (カラス・ ヒヨドリ・ スズメ)	東彼杵町		0.00ha	0.0万円
	波佐見町	ブルーベリー	0.00ha	0.0万円
	川棚町			
	鳥類計		0.00ha	0.0万円
合計			7.13ha	956.7万円

(2) 被害の傾向

1. イノシシ

水稻等の収穫時期に被害が多く、近年は市街地付近まで出没している。

2. 中型動物（アライグマ・アナグマ・タヌキ）

近年は被害が報告されていないが、目撃、捕獲実績は報告されている。

3. 鳥類（カラス・ヒヨドリ・スズメ）

近年は被害が報告されていないが、目撃、捕獲実績は報告されている。

(3) 被害の軽減目標

【全体】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	7.13	956.7	4.98	669
中型動物 (アライグマ・ア ナグマ・タヌキ)	0.00	0.0	0.00	0.0
鳥類(カラス・ヒ ヨドリ・スズメ)	0.00	0.0	0.00	0.0
計	7.13	956.7	4.98	669

【東彼杵町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	5.03	746.5	3.52	522.5
中型動物 (アライグマ・ア ナグマ・タヌキ)	0.0	0.0	0.00	0.0
鳥類(カラス・ヒ ヨドリ・スズメ)	0.00	0.0	0.00	0.0
計	5.03	746.5	3.52	522.5

【波佐見町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	1.47	136.6	1.02	95
中型動物 (アライグマ・ア ナグマ・タヌキ)	0.00	0.0	0.00	0.0
鳥類(カラス・ヒ ヨドリ・スズ メ)	0.00	0.0	0.00	0.0
計	1.47	136.6	1.02	95

【川棚町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	0.63	73.6	0.44	51.5
中型動物 (アライグマ・ア ナグマ・タヌキ)	0.00	0.0	0.00	0.0
計	0.63	73.6	0.44	51.5

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会に捕獲を委託。 ・ 国事業による捕獲経費の助成。 ・ 狩猟免許試験に係る講習会の参加費用助成を行い、駆除従事者の確保・育成に取り組んでいる。 ・ 捕獲機器の導入。 ・ 鳥獣被害防止対策実施隊の設置 ・ 捕獲隊の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会会員が高齢であったり、生業活動等で昼間不在であったりするため、十分な対応ができていないのが現状。 ・ 捕獲技術に差がある。 ・ 止め刺しに対して技術的・精神的負担がある。 ・ 捕獲従事者の高齢化に伴い、見回りなど捕獲に対して負担が大きくなっている。
防護柵 の設置 等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワイヤーマッシュ柵の設置を推進 ・ 被害地区において、集落点検を実施し、防護柵の管理状況や被害対策のポイントなどの指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落ぐるみの被害防止対策の取組推進（防護柵の効果的な設置と維持管理。）
生息環境管理 その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝地帯の整備＝棲み分け対策を実施するよう指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地などの刈り払い ・ 鳥獣被害を誘引するような、農作物残渣の除去（農家・地域住民に対する啓発活動）

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵設置を柱とした防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び捕獲報奨金助成等による捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。

捕獲対策については、鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策指導のほか、各地区に捕獲隊の設置を推進するなど、捕獲圧の強化を図る。また、有害捕獲従事者の捕獲技術向上を目的とした研修会等の開催、ICT等技術を導入し捕獲活動の効率化、捕獲者の負担軽減を推進する。

また、効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であることから、地域懇談会や現地研修会を開催して効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進する。

アライグマに関しては、防除実施計画に基づき防除研修会を開催し、捕獲従事者の増加を図り、地域に侵入したアライグマの個体数減少を図る。

鳥類に関しては、銃器や防護ネットによる捕獲を実施する。農地への侵入防止のための防護ネットの設置に対する補助等を行う。

今後も、各町で設置した鳥獣被害対策実施隊等と連携した各町地域協議会等による各町の取組に加え、より効果的な対策を図るため、町域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要であることから、東彼杵地域3町で構成する協議会において情報の共有化などを行い実効性の高い下記被害防止対策を進める。

- 免許取得経費の助成、箱わな整備による捕獲等・・・個体数調整
- ワイヤーメッシュ柵設置等・・・・・・・・・・被害防除
- 草刈りの実施や緩衝帯整備の推進・・・・・・・・・・生息環境管理
- 防護ネット設置費用の補助・・・・・・・・・・整備事業
- 上記対策を総合的に推進するための被害防除研修会開催等による普及啓発

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町ごとに長崎県猟友会の地区組織と有害鳥獣捕獲に係る委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施している。

各町において鳥獣被害対策実施隊を設置し、地元猟友会と連携を図りながら捕獲対策を講じる。

捕獲隊の設置を推進し、捕獲従事者の負担軽減と地域での捕獲体制のさらなる確立を目指す。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ 中型動物(アライグマ・アナグマ・タヌキ) 鳥類(カラス・ヒヨドリ・スズメ)	・ 狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲機材(箱わな等)の導入の推進 ・ 狩猟免許試験及び事前講習会、アライグマ防除講習会等の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・ 防護ネット設置の補助
6年度	イノシシ 中型動物(アライグマ・アナグマ・タヌキ) 鳥類(カラス・ヒヨドリ・スズメ)	・ 狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲機材(箱わな等)の導入の推進 ・ 狩猟免許試験及び事前講習会、アライグマ防除講習会等の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・ 防護ネット設置の補助
7年度	イノシシ 中型動物(アライグマ・アナグマ・タヌキ) 鳥類(カラス・ヒヨドリ・スズメ)	・ 狩猟免許取得の推進 ・ 捕獲機材(箱わな等)の導入の推進 ・ 狩猟免許試験及び事前講習会、アライグマ防除講習会等の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・ 防護ネット設置の補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>1. イノシシ 直近3カ年の捕獲実績をもとに、捕獲計画頭数を設定する。</p> <p>2. 中型動物(アライグマ・アナグマ・タヌキ) アライグマについては「特定外来生物法」に基づくアライグマ防除実施計画書を各町で策定し、捕獲従事者を確保し、地域からの徹底排除を目指す。アナグマ・タヌキに関しても、個体頭数減少に向け継続した捕獲従事を図る。</p> <p>3. 鳥類(カラス・ヒヨドリ・スズメ) 鳥類に関しては、有害鳥獣捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	市町	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	東彼杵町	1,000頭	1,000頭	1,000頭
	波佐見町	1,000頭	1,000頭	1,000頭
	川棚町	500頭	550頭	600頭
	計	2,500頭	2,550頭	2,600頭
中型動物(アライグマ)	東彼杵町	100頭	100頭	100頭
	波佐見町	50頭	50頭	50頭
	川棚町	100頭	100頭	100頭
	計	250頭	250頭	250頭
中型動物(アナグマ)	東彼杵町	100頭	100頭	100頭
	波佐見町	50頭	50頭	50頭
	川棚町	100頭	100頭	100頭
	計	250頭	250頭	250頭
中型動物(タヌキ)	東彼杵町	50頭	50頭	50頭
	波佐見町	0頭	0頭	0頭
	川棚町	50頭	50頭	50頭
	計	100頭	100頭	100頭
鳥類(カラス)	東彼杵町	30羽	30羽	30羽
	波佐見町	30羽	30羽	30羽
	川棚町	0羽	0羽	0羽
	計	60羽	60羽	60羽
鳥類(ヒヨドリ)	東彼杵町	30羽	30羽	30羽
	波佐見町	30羽	30羽	30羽
	川棚町	0羽	0羽	0羽
	計	60羽	60羽	60羽
鳥類(スズメ)	東彼杵町	30羽	30羽	30羽
	波佐見町	30羽	30羽	30羽
	川棚町	0羽	0羽	0羽
	計	60羽	60羽	60羽

捕獲等の取組内容
捕獲手段：わな（箱わな、くくり罠）・銃器を基本とする。
捕獲実施時期：年中（狩猟期間を含む）
捕獲場所：東彼杵郡内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東彼杵郡全域	有害鳥獣の捕獲許可申請について、平成20年4月から県より権限の委譲を受けている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	ワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置 東彼杵町 9,000m 波佐見町 10,000m 川棚町 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置 東彼杵町 13,000m 波佐見町 10,000m 川棚町 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等の防護柵の設置 東彼杵町 18,000m 波佐見町 13,000m 川棚町 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	・設置集落・地域による施設管理	・設置集落・地域による施設管理	・設置集落・地域による施設管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	イノシシ 中型動物 (アライグマ・アナグマ ・タヌキ) 鳥類(カラス ・ヒヨドリ・ スズメ)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講習会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民主体による被害防止体制の確立を目指す。 ・環境整備（防護柵設置箇所周辺の草払い等緩衝帯設置）の実施 ・防護ネットの設置
令和 6年度	イノシシ 中型動物 (アライグマ・アナグマ ・タヌキ) 鳥類(カラス ・ヒヨドリ・ スズメ)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講習会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民主体による被害防止体制の確立を目指す。 ・環境整備（防護柵設置箇所周辺の草払い等緩衝帯設置）の実施 ・防護ネットの設置
令和 7年度	イノシシ 中型動物 (アライグマ・アナグマ ・タヌキ) 鳥類(カラス ・ヒヨドリ・ スズメ)	<ul style="list-style-type: none"> ・集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講習会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民主体による被害防止体制の確立を目指す。 ・環境整備（防護柵設置箇所周辺の草払い等緩衝帯設置）の実施 ・防護ネットの設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関		役割
東彼杵町	東彼杵町	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	警察	住民に対する安全対策。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。
川棚町	川棚町	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	警察	住民に対する安全対策。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。
波佐見町	波佐見町	関係機関への連絡・報告、現場確認、鳥獣に対する対処法を検討し、住民へ注意喚起を行う。
	警察	住民に対する安全対策。
	猟友会	対象鳥獣の保護・捕獲、追い払いを行う。

(2) 緊急時の連絡体制

被害者（住民）	→	警察	→	各町	→	各猟友会
	→	各町	→	警察・各猟友会		

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、持ち帰り又は現地等での埋設、清掃工場や民間の処理施設での焼却処理を行う。個体によっては食肉としての利活用を行っている。

アライグマ・アナグマ・タヌキは、埋設または焼却処分を行っている。

清掃工場については環境部局と協議し東彼地区清掃工場に持ち込むことで無償にて処分でき、また、民間の産業廃棄処理施設については町から処分費用を支払っており、捕獲計画数に対して十分な処理能力を有している。

現地埋設及び食肉利用に関しては適切に処分を行うよう捕獲従事者に対して指導を徹底する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲者に対し、処理加工施設を利用するよう普及啓発を行い、食肉利用の促進を図る。
----	---

(2) 処理加工施設の実施

<p>食肉処理は、保健所他所管行政庁並びに業界団体等が実施する研修等を修了し実務経験を積んだ者が担当する。</p> <p>持ち込まれる捕獲個体は、法令及び保健所の指導に基づく安全な手順によって食肉の処理を行う。</p>

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

<p>所管行政庁又は、業界団体等による研修の受講を民間事業者が予定している。</p>
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東彼杵町役場産業振興課	農家・住民への啓発普及、協議会に関する連絡調整
波佐見町役場農林課	農家・住民への啓発普及、協議会に関する連絡調整
川棚町役場産業振興課	農家・住民への啓発普及、協議会に関する連絡調整
長崎県中央農業協同組合	農作物被害対策に関する情報提供・営農指導
長崎県農業共済組合 大村東彼支所	農作物の被害に関する調査
東彼杵郡森林組合	林道等における被害に関する情報提供
長崎県中央振興局農林部	鳥獣被害防止対策に関する助言・指導
東彼杵町有害鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣被害防止対策の実施
波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣被害防止対策の実施
川棚町有害鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣被害防止対策の実施

協議会の名称	東彼杵町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
彼杵・千綿猟友会	イノシシ捕獲の実施、情報収集
長崎県央農業協同組合	組合員への情報伝達、情報収集、施策の推進
長崎県農業共済組合 大村東彼支所	組合員への情報伝達、情報収集、施策の推進
長崎県央振興局農林部	情報の提供や技術的な指導、施策の推進
東彼杵郡森林組合	組合員への情報伝達、情報収集、施策の推進 林道等における被害に関する情報提供
東彼杵町議会	被害防止に関する施策の推進
東彼杵町農業委員会	被害防止に関する施策の推進
東彼杵町産業振興課	被害防止に関する施策の推進

協議会の名称	波佐見町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
波佐見町農林課	事務局・指導・普及啓発
波佐見町農業委員会	有害鳥獣に関する情報提供・普及啓発
長崎県央振興局農林部	防護柵設置の現地指導・普及啓発
長崎県央農業協同組合	有害鳥獣に関する情報提供・普及啓発
長崎県農業共済組合 大村東彼支所	有害鳥獣に関する情報提供・普及啓発
東彼杵郡森林組合	有害鳥獣に関する情報提供・普及啓発
波佐見猟友会	有害鳥獣の捕獲
地元農業者	防護柵の設置及び管理

協議会の名称	川棚町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
川棚町産業振興課	事務局及び被害防止対策の総括
川棚町農業委員会	農地情報等の提供
長崎県央農業協同組合 川棚支店	農作物販売
長崎県央農業協同組合 北部営農センター	農作物営農指導
長崎県農業共済組合 大村東彼支所	共済事務・被害情報提供
長崎県央振興局農林部	技術提供
川棚猟友会	有害鳥獣の捕獲従事
地元農家代表	被害対策の地元周知の協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
町内会組織	地域における農作物等被害に関する情報提供、被害防止対策の協力
長崎県農山村振興課	当該計画の目標達成のための支援、助言
長崎・県央地域有害鳥獣対策連絡協議会	県央振興局管内における野生鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>【波佐見町】 農林課において、課長以下5名を構成員として平成22年11月1日に設置済み。(令和4年3月31日現在民間隊員34名)</p> <p>【東彼杵町】 産業振興課において、課長以下4名を構成員として平成24年3月30日に設置済み。(令和4年3月31日現在民間隊員9名)</p> <p>【川棚町】 産業振興課において、課長以下5名を構成員として平成24年3月30日に設置済み。(令和4年3月31日現在民間隊員6名)</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシについては、農地のみでなく住宅地付近まで出没しており、生活環境における被害も発生している。今後は、農家だけでなく地域一体となった被害防止体制を確立する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシ等の被害対策について、農家以外の住民にも周知し認識を深めてもらうことが必要だと思われる。今後も、集落等で一体となった対策を取り組んでもらうよう、普及啓発強化に取り組んでいく。
